

令和7年度 子育て世帯限定 家賃補助制度

ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業



函館市では、子育て世帯の街なかへの居住をすすめています
新たに街なかの対象地区に転入してきた子育て世帯に対し
家賃の一部を補助します

最大で 月々
1万5千円

令和8年2月27日まで随時受付

※ 最長16年間 子供が中学校を卒業するまで

補助を受けられる世帯の要件は？

- ① 対象地区内に転入した日の属する年度の翌々年度の4月20日までに申請した世帯

※ 平成28年5月10日以降に対象地区内に転居した世帯は初めて子育て世帯となった年度の翌々年度の4月20日までに申請

※ 申請期限は右表をご参照ください。

- ② 対象地区に転入する前、対象地区外に1年以上居住
③ 世帯所得の合計が、月額31万3千円以下
④ 生活保護法の住宅扶助や他の公的家賃補助を受けていない
⑤ 本市の市税の滞納がない ⑥ 暴力団員でない



起算日 (対象地区内への転入日 もしくは 子育て世帯となった日)	申請期限
R5.3.31以前	期限切れ
R5.4.1～R6.3.31の間	R7.4.20
R6.4.1～R7.3.31の間	R8.4.20
⋮	⋮

補助対象となる賃貸住宅の要件は？

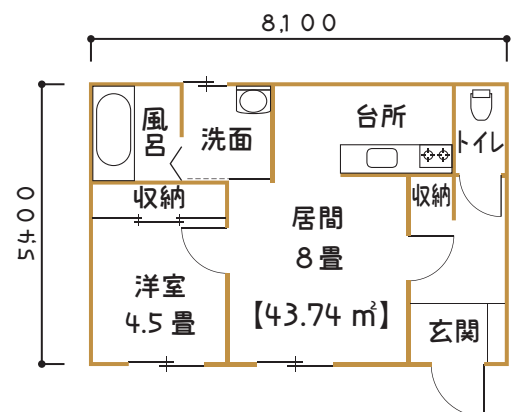
- ① 民間の賃貸住宅で、居住用として賃貸借契約を締結
(特定公共賃貸住宅は補助対象)
② 昭和56年6月1日以降に着工したもの
もしくは、現行の耐震基準に適合したもの
③ 住戸専用面積が40㎡以上かつ、入居者数に応じた
面積を有している
④ 入居者または入居者の3親等以内の親族が所有者ま
たは貸主でない住宅

子育て世帯とは

中学校卒業前の子と同居する世帯で、その子を扶養する者がその子の親・兄弟姉妹・伯叔父母である世帯をいいます。

もらえる補助金の額は？

家賃(管理費、共益費、駐車場使用料は除く)から勤務先で支給される住宅手当を差し引いて、3万円を超えた分を補助。ただし、上限は1万5千円/月



住戸専用面積 40㎡以上の事例

【問合せ先】 制度の詳細は住宅課にお問合せください。

函館市 都市建設部 住宅課 (市役所3階) 電話：21-3385

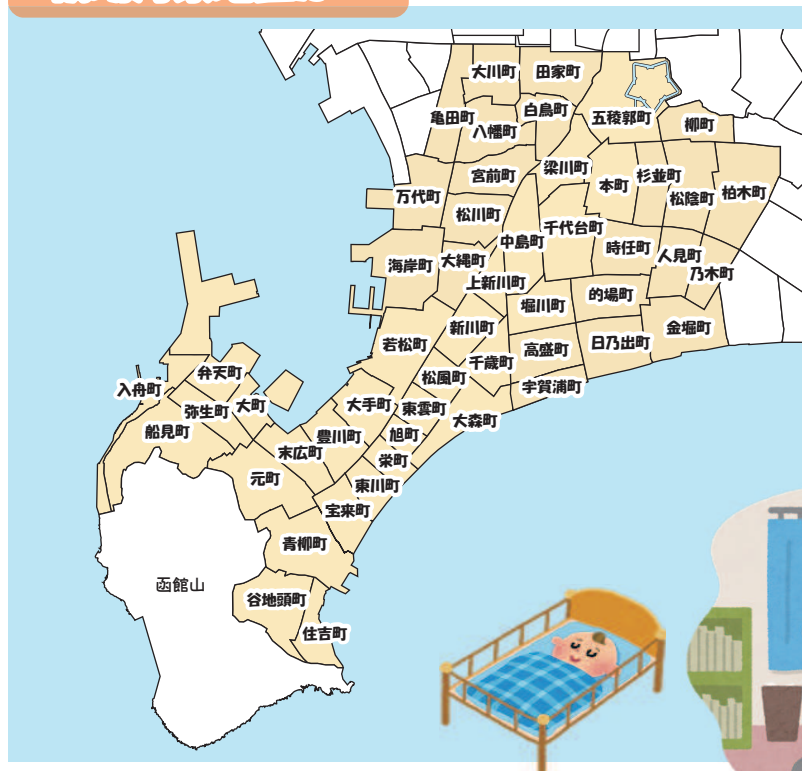
メール：jutakusesaku@city.hakodate.hokkaido.jp

URL：https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014020500059/



補助対象地区は？

下図の51町が補助対象地区です。



注意事項

- ・補助の対象は、その月の20日までに補助申請手続きをされた場合、その月分から。
21日以降は翌月分から補助の対象となります。
- ・補助金は、支払い済みの家賃に対し、交付開始から9月分までを11月に、10月分から翌年3月分までを5月に、申請者の指定した口座に振り込みます。

【所得の考え方】

収入のある方が世帯に2人以上いる場合は、別々に所得を求めてから合算します。
また、お一人で2種類以上の収入がある場合も、収入の種類ごとに所得計算をし、合算します。

◎ 給与所得者の場合

$$\text{所得月額} = (\text{年間所得額(給与所得控除後の金額)} - \text{控除額}^{\ast}) \times 1 / 12$$

※ 控除額は、同居親族1人につき38万円のほか、老人扶養など所得税法で規定されている控除があります。

借上市営住宅制度

子育て世帯支援としてヤングファミリー住まいりんぐ支援事業の他に、市が期限付きで借り上げた民間賃貸住宅を市営住宅とし、公募により子育て世帯向けに一部を優先供給しています。

○募集時期：4月、6月、8月、10月、12月、2月の第1週目または第2週目の月曜～金曜

※市政はこだて、(一財)函館市住宅都市施設公社のホームページに掲載

○申込要件：世帯の合計所得額158,000円以下(小学校就学前の子がいる場合、214,000円以下)ほか

※控除額やその他の要件がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。

○間取り：2DK, 2LDK, 3LDK

○家賃：20,900～59,400円/月 ※R7年度

○お問い合わせ先：(一財)函館市住宅都市施設公社

住所 函館市花園町24番2号

電話 30-3122

[借上市営住宅についてはこちら](#)

[市営住宅についてはこちら](#)

詳しくは
こちら

